

渡辺病院デイサービスセンター 運営規程

第1条（事業の目的）

この規程は、医療法人社団志朋会加納渡辺病院が開設する（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第一号通所介護事業 通所介護相当（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態、要支援状態及び事業対象者にある利用者に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

第2条（事業の運営の方針）

- (1) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
- (2) 指定通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：渡辺病院デイサービスセンター
- (2) 所在地：岐阜県岐阜市矢倉町7番地（渡辺病院有料老人ホームやくら1階）

第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 従業者
 - ・生活相談員 1人以上
利用者及び家族等からの相談に応じ、従業者に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
 - ・看護職員 1人以上
利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
 - ・介護職員 6人以上
利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。
 - ・機能訓練指導員 1人以上
機能の減衰を防止するための訓練を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月31日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間：午前 8 時から午後 6 時までとする。
- (3) サービス提供時間：午前 9 時 20 分から午後 4 時 30 分までとする。

第 6 条（指定通所介護等の利用定員）
事業所の利用定員は、40 人とする。

第 7 条（指定通所介護等の内容及び利用料その他の費用の額）

(1) 指定通所介護等の内容は次のとおりとし、指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（別紙料金表）によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額を徴収する。

- ① 食事の提供・入浴（一般浴・機械浴）
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康状態チェック
- ④ 送迎

(2) その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

- ① 食費 一食当たり 500 円
- ② 日常生活に要する費用 実費

※おむつ代に関しては原則持参で、施設のものを利用された場合には差し替えて現物を頂くことがあります。

(3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第 8 条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、加納西・加納東・華陽・厚見・白山・梅林・茜部・三里・岐南町（一部）

※詳しくは要相談にてお答えします。

第 9 条（サービスの利用に当たっての留意事項）

(1) 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

(2) 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
- ② 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- ③ 体調不良等によって通所介護に適さないと判断した場合には、サービスの提供を中止することがある。

第 10 条（緊急時等における対応方法）

指定通所介護等の提供中に、利用者には病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講じる。

第 11 条（非常災害対策）

(1) 非常災害に備えるため、消防計画、風水害、地震等に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(2) 前項に規定する訓練の実施にあたり、地域住民や消防関係者の参加が得られるよう連携に努める。

第 12 条（虐待防止に関する事項）

事業者は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止するため次の措置を講じる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来

- るものとする)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を定める
 - (3) 従業者に対し虐待を防止するための年1回以上の定期的な研修を実施する。
 - (4) 担当者を設置し、上記(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施する。

第13条 (身体拘束について)

身体拘束は、本人等の生命を脅かす可能性があり、以下の3要素に該当するなど他に方法がない時を除き行わない。身体拘束等を行う場合は、事前に家族等の同意を得ておくものとする。またその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しておく。

実施した身体拘束については実施状況の適切性を評価し、早期の解除に努めるものとする。

1. 切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされている可能性が著しく高い場合
2. 非代替性 : 身体拘束やその他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合
3. 一時性 : 身体拘束やその他の行動制限は一時的なものである場合

第14条 (苦情処理)

- (1) 指定通所介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- (2) 提供した指定通所介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- (3) 提供した指定通所介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- (4) 提供した指定通所介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

第15条 (事故発生時の対応)

- (1) 利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- (3) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第16条 (個人情報保護)

- (1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- (2) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については事前に利用者又はその家族の同意を得るものとする。

第17条 (その他運営に関する重要事項)

- (1) 全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定めるもの等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の

資質向上のための研修の機会を次のように設けるものとする。

- ① 採用時研修 採用後 3 か月以内
 - ② 継続研修 年 1 回
- (2) 事業所は授業員に対し、定期的な健康診断を実施するとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。
 - (3) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - (4) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - (5) 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - (6) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - (7) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団志朋会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 3 月 28 日から施行する。
平成 26 年 12 月 1 日から施行する。
平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
平成 31 年 3 月 1 日から施行する。
令和 1 年 11 月 1 日から施行する。
令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
令和 6 年 4 月 1 日から施行する。